印鑑登録の手続き方法

本人が登録申請するとき

本人確認ができる官公署発行の写真付きの証明書等をお持ちですか？

例：運転免許証、旅券、住基カード（写真付き）、マイナンバーカード（写真付き）など

は　い

その日に登録できます。印鑑登録証を交付します。

いいえ

出水市で印鑑登録されている方で、保証人となる人はいますか？

は　い

保証人の方の登録印をご用意の上、保証人と一緒にご来庁ください。

その日に登録できます。印鑑登録証を交付します。

いいえ

代理人が登録申請するとき

・登録する印鑑
・代理人の印鑑（認め印　可）
・代理人の本人確認書類
をご用意の上、ご来庁ください。

照会書方式の手続き

本人あてに照会書（回答書）が郵送されます。

20日以内に、
・登録する印鑑
・回答書
・来庁者の本人確認書類（運転免許証、旅券等）
を、お持ちの上ご来庁ください。

手続き後、印鑑登録証を交付します。

※　出水市で登録できない印鑑

1　大きさが8ミリの正方形に収まるもの。または、25ミリの正方形に収まらないもの。
2　普通に押してフチが出にくいもの。または、フチが4分の1以上欠けているもの。
3　機械彫りなどにより大量生産され、同じ印鑑がいくつも出回っているもの。（一般的な三文判）
4　印影に模様や氏名以外の表示があるもの。
5　印影が不鮮明なもの。または読み取れないもの。
6　氏名、氏、氏と名の組み合わせでないもの。（組み合わせによっては不可なものもあり）
7　指輪型や印章の高さが10ミリ以下のもの。
8　ゴム印やスタンプ印など変形しやすいもの。
9　すでに、自分以外の方が登録しているもの。